

平成 29 年 3 月 28 日

公募型プロポーザルの実施について

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

平成 29 年度低CO₂川崎ブランド及び川崎メカニズム審査等業務委託

(2) 履行場所

川崎市内

(3) 履行期間

契約日から平成 30 年 3 月 23 日まで

(4) 業務概要

ア 低CO₂川崎ブランドの認定における審査業務

イ 川崎メカニズムの認証における審査業務

ウ 研修会の開催

エ 低CO₂川崎ブランド等推進協議会審査部会への出席等

オ 業務結果報告書の作成

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 次に掲げる者に該当しないこと

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

(2) 3年以内に次の事項に該当する行為を行っていないこと

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた。

エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了確認に必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った。

キ 上記アからカに該当し一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した。

(3) 以下についての実績があること

- ・ LCCO₂ の評価手法の検討に係る業務を実施したことがある。または関連業務を実施したこと

がある。

3 プロポーザル参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望するものは、次によりプロポーザル参加意向申出書及び類似の契約実績を証する書類を提出してください。

ただし、プロポーザル参加意向申出書及び類似の契約実績を証する書類の郵送による提出は認めません。

(1) プロポーザル参加意向申出書の配布

平成 29 年 3 月 28 日～平成 29 年 4 月 11 日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(閉庁日及び正午～午後 1 時 00 分を除く)

低CO₂川崎ブランド等推進協議会事務局(川崎市環境局地球環境推進室)において配布するとともに、申し出により電子メール等で送付します。

(2) プロポーザル参加意向申出書等の提出期間

平成 29 年 3 月 28 日～平成 29 年 4 月 11 日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(閉庁日及び正午～午後 1 時 00 分を除く)

(3) プロポーザル参加意向申出書等の提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町 5-4 低CO₂川崎ブランド等推進協議会事務局
(川崎市環境局地球環境推進室) 担当 梶、藤井 電話 044-200-3872

4 参加資格確認結果通知書の交付及びプロポーザル実施説明会

上記 3 により、プロポーザル参加意向申出書を提出した者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を郵送します。

ただし、参加意向申出書に電子メールアドレスを記載している場合は、参加資格確認結果通知書の郵送と同時に、電子メールで配信します。

(1) 通知書交付日

平成 29 年 4 月 13 日

(2) プロポーザル実施説明会の開催及び仕様書の配布

平成 29 年 4 月 17 日に、発注者の指定する日時、場所においてプロポーザル実施説明会を開催し、仕様書を配布します。

5 仕様書に関する問い合わせ

プロポーザル実施説明会開催後は、仕様書に関する問い合わせは次のとおり行います。

(1) 問い合わせ先

3(3)に同じ

(2) 質問受付期間

平成 29 年 4 月 17 日～平成 29 年 4 月 19 日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(閉庁日及び正午～午後 1 時 00 分を除く)

(3) 質問受付方法

電子メールにより受け付けます。 電子メールアドレス 30titan@city.kawasaki.jp

電子メールによりがたい場合には、FAX によります。 FAX 044-200-3921

(4) 回答方法

回答は、すべての応募者に対して電子メールにより随時行います。

ただし、前述の方法が、質問者に対し著しく公平性を欠く内容であると判断した場合はこの限りではありません。

6 プロポーザル参加資格の喪失

当該業務委託について提案資格を有するとの確認通知を受けた者が資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) プロポーザル実施前に、上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

7 プロポーザルの実施手続等

(1) 方法

提案書の提出及び提案内容に関するヒアリング

※提案書作成等に伴う費用は、提案者の負担とします。また、提出された提案書類等は返却しません。

(2) 提案書提出期限及び場所

ア 平成29年5月1日 正午まで

イ 提出場所 3(3)に同じ

(3) 提案書の提出方法

持参とします。

(4) 提案書に関するヒアリングの日時・場所

ア 実施日時 平成29年5月18日の発注者が指定する時間

イ 実施場所 発注者の指定する場所

(5) 受託者の特定方法

平成29年度低CO₂川崎ブランド及び川崎メカニズム審査等業務委託受託者特定のためのプロポーザル評価委員会において提案内容の審査及び評価を行い、当該委託に最も適した提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定します。

なお、提案者が多数の場合は提出された提案書について事前審査を行い、基準を満たした提案書についてのみ提案説明及び提案書に関するヒアリングを実施します。

(6) 提案の無効

プロポーザルに参加する資格のない者が行った提案は無効とします。

8 業務規模等

(1) 委託業務は1(3)に掲げる期間で行うものとし、上限額は、3,851,400円(税込み)とします。

(2) プロポーザル参加者は、上記に係る見積書を作成し、7に掲げる提案書と併せて持参するものとします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。
免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
必要とします。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 関連情報を入手するための窓口は、3(3)に同じです。
- (3) 本業務は、平成 29 年度の川崎メカニズム及び低CO₂川崎ブランドに関する申請に対して審査を行う業務であり、審査業務の独立性を保持する必要があることから、本業務受託者は、本審査の独立性に影響を及ぼす平成 29 年度における他の委託業務について、受託することはできません。

低CO₂川崎ブランド等推進協議会事務局
(川崎市環境局地球環境推進室)
担当 梶、藤井
川崎市川崎区東田町 5-4 川崎市役所第 3 庁舎 17 階
電子メールアドレス 30titan@city.kawasaki.jp